

鹿 児 島 県 公 報

令和4年4月1日（金）第299号の3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

○鹿児島県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (環境保全課取扱い) 1

規 則

鹿児島県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第32号

鹿児島県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県公害防止条例施行規則（昭和47年鹿児島県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

別表第5の1の項中「きよう正」を「矯正」に、「30重量トン」を「294キロニュートン」に改め、同表2の項中「含む」を「含み、騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）別表第1第2号の規定により一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く」に改め、同表5の項中「製造装置」を「製造機械」に改め、同表6の項中

「穀物用製粉機（ロー ル式のものに限 る。）」	を	「穀物用製粉機（ロー ル式のものに限る。）」	に改め、同表9の項中
「印刷機械（電動機を 用いるものに限 る。）」	を	「印刷機械（原動機を用 いるものに限る。）」	に改め、同表10の項中
「合成樹脂用射出成型 機」	を	「合成樹脂用射出成型機」	に改め、同表11の項中
「鋳造型機（ジョル ト式のものに限 る。）」	を	「鋳造型機（ジョルト 式のものに限る。）」	に改める。

別記第16号様式を次のように改める。

第16号様式 削除

附 則

この規則は、令和4年12月1日から施行する。ただし、第12条及び別記第16号様式の改正規定は、公布の日から施行する。